

令和5年度

前期監査報告書

令和5年9月29日

豊田市監査委員

豊監発第508号

令和5年9月29日

豊田市議会議長 木本文也様

豊田市長 太田稔彦様

豊田市監査委員

松永浩行

向山和秀

鈴木章

太田博康

令和5年度前期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

目 次

第1	部局監査	1
第2	財政援助団体監査	10
第3	総括意見	12
別記1	部局監査資料目録	14
別記2	財政援助団体監査資料目録	14

本報告書の監査の結果における【指摘】及び【意見】の内容は、次のとおりである。

【指摘】 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を要する事項

【意見】 法令等に違反するものではないが、経済性、効率性、有効性等の観点から改善を求める事項

第 1 部局監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、財務に関する事務（以下「財務事務」という。）の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

部 局		監査対象期間
市民部	市民相談課 市民課 国保年金課 市民税課 資産税課 債権管理課	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 3 1 日
こども・若者部	こども・若者政策課 こども家庭課 保育課	
環境部	環境政策課 環境保全課 廃棄物対策課 循環型社会推進課 清掃業務課 清掃施設課	
都市整備部	都市整備課 交通政策課 市街地整備課 区画整理支援課 公園緑地つくる課 公園緑地つかう課 開発調整課 建築相談課 建築整備課 建築予防保全課 定住促進課	

2 監査の実施期間

令和 5 年 5 月 8 日から 9 月 1 2 日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記 1）の提出を求め、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点で確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

なお、財務事務における重要性を考慮するとともに、監査の継続性を確保するため、以下の監査項目を設定し、最近の監査において是正を要すると認められた事項などから、特にリスクが高い事項として「切手等金券類の管理」を重点監査項目に定め、重点的に確認した。

（1）財務に関する事務の監査項目

- ① 収入事務
- ② 補助金等交付事務
- ③ 委託業務
- ④ 公有財産の管理
- ⑤ 物品の管理
- ⑥ 公金外現金の取扱い

(2) 経営に係る事業の監査項目

① 事業管理

② 経営管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

さらに、各部局における主要な事業の進捗についても、重点目標も含め、聴き取りを行った。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】 切手等金 券類の管 理	【指摘】 切手の管理において、訂正の際は見え消しで修正し訂正印を押印すべきところ、修正テープで修正されているものがあつた。	市民税課	切手等受払い 管理簿
2		【指摘】 切手の管理において、訂正の際は見え消しで修正し訂正印を押印すべきところ、訂正印の押印がされていないものがあつた。	資産税課	
3		【指摘】 切手の管理において、訂正の際は確認者が訂正印を押印すべきところ、使用者が押印しているものがあつた。	環境政策課	
4				
5		【指摘】 切手の管理において、使用枚数が未記入であるにもかかわらず、確認者が確認者欄に押印しているものがあつた。	資産税課	
6			廃棄物対策課	

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
7	【重点】 切手等金 券類の管 理	【指摘】 切手の管理において、確認者は前月からの繰越枚数を確認した際は、切手等受払い管理簿の確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあった。	清掃業務課	切手等受払い管理簿
8		【指摘】 切手の管理において、切手等受払い管理簿の新たなページを起こした際は、確認者は前ページの残数が正しく記載されているか確認し確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあった。	公園緑地つかう課	
9	収入事務	【指摘】 豊田市予算決算会計規則第35条第1項において、歳入を徴収しようとするときは調定手続をしなければならないとされているが、調定手続が行われておらず、納入もされていなかった。	環境政策課	行政財産目的外使用料（自然観察の森マルシェ）
10		【指摘】 行政財産目的外使用料の調定において、誤った金額の調定を起票したが取り消されていなかった。さらに、正しい金額の調定が二重に起票されていた。	清掃業務課	行政財産目的外使用料（ゴミステーションの電柱）
11		【指摘】 行政財産目的外使用料の算定において、第2種電柱で算定すべきところ、第2種電話柱で算定したため、差額分の徴収漏れが生じていた。	清掃施設課	行政財産目的外使用料（藤岡プラントの電柱）
12		【指摘】 豊田市予算決算会計規則第50条第1項において、収納の事務を委託したときは会計管理者に通知しなければならないとされているが、会計管理者への通知が行われていなかった。		豊田市廃棄物処理手数料収納事務委託（渡刈クリーンセンター搬入分ほか3施設）

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
13	収入事務	<p>【指摘】</p> <p>地方自治法施行令第158条第2項並びに豊田市予算決算会計規則第50条第1項、第3項及び第51条において、使用料等の徴収事務を委託したときはその旨を告示し、会計管理者に通知し、受託者に証票を交付しなければならないとされているが、いずれもされていなかった。</p>	定住促進課	市営住宅使用料等徴収業務（管理代行）ほか1件
14		<p>【指摘】</p> <p>豊田市市税条例第49条第2項第2号において、減免申請書に「年度（法人税割にあってはその課税標準の算定期間）、納期の別及び税額」を記載することとされているが、令和3年に行われた豊田市市税の賦課徴収手続等に必要な様式を定める規則の一部改正では、当該記載事項の欄が削除されていた。</p>	市民税課	市民税の減免
15		<p>【指摘】</p> <p>令和3年に行われた豊田市市税減免規則の一部改正により、減免に係る根拠規定が改正されたにもかかわらず、令和4年度市県民税の減免決定通知書において改正前の根拠規定が記載されていた。</p>		
16	補助金等 交付事務	<p>【指摘】</p> <p>豊田市予算決算会計規則第25条において、補助金は支出負担行為決議前に予算執行伺を起案して決定を受けなければならないとされているが、交付決定時に予算執行伺が起案・決定されていなかった。</p>	保育課	豊田市保育所等給食費軽減対策補助金
17		<p>【指摘】</p> <p>豊田市職務権限規程別表第2において、500万円超3,000万円以下の補助金に係る予算執行伺には財政課長の合議が必要であるが、合議がされていなかった。</p>		

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
18	補助金等 交付事務	<p>【指摘】</p> <p>交付決定後の手続において、豊田市予算決算会計規則第28条に基づいて支出負担行為決議を行い、豊田市補助金等交付規則第8条及び第10条にのっとって計画変更や実績報告の審査をしなければならないが、これらの必要な手続が取られていないものがあつた。</p>	公園緑地 つかう課	豊田市花のあ るまちづくり 事業補助金
19		<p>【意見】</p> <p>豊田市青少年健全育成振興事業補助金交付要綱第5条第2項において、「食糧費は、食糧費を除く補助対象経費の合計の10分の1未満でなければならない。」とされているが、当該規定により補助金額を算定すると、全体の補助対象経費の額によって補助対象となる食糧費の額が増減し、かなり高額な食糧費が補助対象となりうる。</p> <p>補助金等交付のガイドラインにおいて、事業と直接関係ない経費については原則として補助対象経費とはしないとされている。例外的に認めるのであれば、一人当たりの食糧費が高額とならないように、対応策を検討されたい。</p>	こども・ 若者政策 課	豊田市青少年 健全育成振興 事業補助金
20	委託業務	<p>【指摘】</p> <p>委託契約事務の手引において、工程表は委託業務届出書の一部であり、必ず提出させることとされているが、工程表が添付されていない委託業務届出書を受理していた。</p>	循環型社 会推進課	豊田市リサイ クルステーシ ョン利用者数 調査集計業務 委託
21		<p>【指摘】</p> <p>委託業務仕様書において、受託者は本業務の着手前に業務で使用する車両の検査証の写しを提出することと定められているが、提出されていなかった。</p>		ごみステーシ ョン巡回業務 委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
22	委託業務	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて作業責任者等報告書にて報告しなければならないとされているが、空欄のまま受領されていた。	資産税課	固定資産税 (償却資産) 課税資料入力 業務委託
23		【指摘】 個人情報・重要情報消去(廃棄)承認申請書及び報告書において、情報の名称欄には数量等の詳細を記入することとされているが、詳細が記入されないまま受領されていた。	国保年金課	国民健康保険 被保険者証カ ード等作成委 託
24		【意見】 市からの提供データを元に国民健康保険被保険者証カード等の作成を年2回行わせているが、提供データの消去は年1回のみであった。 提供データは個人情報を含むものであり、その都度消去する方が情報セキュリティのリスクが軽減されるため、適切な対応を検討されたい。		
25		【指摘】 委託業務仕様書において、受託者が業務の全部又は一部を他の者に再委託することを禁止しているが、会場設営を再委託しているものがあつた。	こども・若者政策課	令和5年二十 歳のつどい開 催事業業務委 託
26		【指摘】 受託者から提出された委託業務再委託承認申請書について、豊田市業務委託事務要綱第16条第2項に規定される承認・不承認の手続が行われていなかった。	建築予防保全課	足助給食セン ター廃水処理 施設保守点検 業務委託
27	【指摘】 変更積算書において、変更する項目以外は当初積算書の記載内容を転記すべきところ、誤った積算金額を記入している項目があつた。	保育課	豊田市子育て 支援拠点事業 堤子育て支援 センター運営 業務委託	

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
28	委託業務	【指摘】 委託検査調書において、検査項目及び内容が未記入のまま決裁されていた。	こども・若者政策課	豊田市若者サポートステーション運営業務委託
29		【指摘】 委託完了検査調書において、検査項目欄の記載事項が委託内容と整合しないものとなっていた。	保育課	公立こども園手洗い場の温水化業務委託ほか2件
30		【指摘】 複数年度契約の各年度の業務完了時に検査を行った場合は、その結果を委託検査結果通知書により受託者に通知することとされているが、通知されていなかった。	建築予防保全課	豊田市公設地方卸売市場ほか1施設消防用設備等保守点検業務委託ほか14件
31		【指摘】 変更契約後に業務完了とすべきところ、変更契約日よりも前に完了届が受理されていた。	国保年金課	国民健康保険高齢受給者証カード等作成委託
32		【指摘】 基本協定書第19条第2項において、指定管理者は管理運営に係る経費の収支状況を記載した月次報告書を提出することとされているが、収支状況が記載されていない月次報告書が複数あった。 また、提出している場合でも、記入漏れがあり、不完全な収支状況しか記載されていなかったが、市はそのまま受理していた。	環境政策課	豊田市自然観察の森の管理運営等に関する指定管理業務

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
33	委託業務	<p>【意見】</p> <p>基本協定書第13条第2項において、日常的な小規模修繕等は指定管理者が実施するものと定められている。月次報告書において「小規模修繕等実績」表に10件の修繕内容の記載があるが、修繕内容の分かる報告書や執行金額が確認できる見積書・請求書等は確認できなかった。</p> <p>修繕費は年度協定書において指定経費に規定されており、過不足が生じた場合には精算が必要となる。適正執行の観点から、修繕内容や金額の確認を厳正に行われたい。</p>	環境政策課	豊田市自然観察の森の管理運営等に関する指定管理業務
34		<p>【意見】</p> <p>実績報告書には自主事業の実施状況及び収支状況を記載すべきところ、概要しか記載がなかった。</p> <p>自主事業の実施状況は豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第4号に規定する事項であり、年度を通じた実施集計が分かるよう、詳細に記載するよう指導されたい。</p>		
35		<p>【指摘】</p> <p>基本協定書第19条第2項において、指定管理者は管理運営に係る経費の収支状況を記載した月次報告書を提出することとされているが、市が支払った指定管理料の金額・回数と異なる誤った内容の月次報告書を提出し、市は誤ったまま受理していた。</p>	公園緑地 つかう課	豊田市鞍ヶ池緑地の管理運営等に関する指定管理業務

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
36	その他	<p>【指摘】</p> <p>健康保険法等の一部改正により、被保険者証に記載の保険者番号及び被保険者等記号・番号については、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止された。これにより、提出書類に添付される被保険者証の写しには保険者番号等にマスキングを施すことが必要となったが、行われていなかった。</p>	こども家庭課	豊田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業
37	建築相談課		豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金	
38	建築予防保全課		豊田市公設地方卸売市場製氷施設保守点検業務委託	

第2 財政援助団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、次のとおり監査を実施した。

なお、本監査は、当該財政的援助を行っている部局の部局監査に併せて行った。

1 監査の対象

財政援助団体	財政的援助	所管部局	監査対象期間
とよたガーデニングフェスタ実行委員会	とよたガーデニングフェスタ2022事業負担金	都市整備部 公園緑地つかう課	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日

2 監査の実施期間

令和5年5月23日から9月12日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、対象団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、関係書類（別記2）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 財政的援助の内容
- ② 補助金等手続
- ③ 経理処理
- ④ 内部統制
- ⑤ 現金等の管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果
1	補助金等 手続	<p>【指摘】</p> <p>とよたガーデニングフェスタ事業に関する協定書第2条において、会計年度は令和4年4月1日から令和4年5月31日までとされており、当該期間中に支払を完了すべきところ、6月以降も支払が行われていた。</p>
2	経理処理	<p>【指摘】</p> <p>現金の入出金を記録した出納簿が作成されておらず、入出金の動き及び任意の時点における資金残高の確認が困難な状態となっていた。</p>

第3 総括意見

令和5年度前期に実施した監査の結果を踏まえ、総括して意見を述べる。

1 部局監査

切手等金券類の管理については、令和4年度から重点監査項目に設定して監査を行っているが、令和4年度後期に続き、今回の監査においても複数の所属で切手等受払い管理簿の不適切な取扱いが見受けられ、憂慮すべき状況である。切手等金券類の管理は不適正な事案が発生した際のリスクが高く、特に慎重な取扱いが必要な事務である。ルール所管課は、内部統制を今一度見直すとともに、所属長にあつては、厳格な管理の徹底を求める。

補助金等交付事務においては、交付決定時に支出負担行為決議が行われていない事例や、交付要綱にのっとりた審査がされていない事例が見受けられた。補助金等は市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであり、公正かつ効率的に執行する必要がある。交付目的を達成するべく、交付要綱にのっとりた適正な運用に努められたい。

個人情報の取扱いにおいては、提出された被保険者証の写しに必要な処理が行われていない事例や、個人情報に係る報告書等において記載内容が不十分な事例が見受けられた。個人情報の不適切な取扱いは、市民の信頼を損ねる重大な事故につながりかねないものである。適正な対応が確実に行われるよう指導・監督体制の強化を求める。

規則改正の際に、条例に規定された必要項目を様式から削除してしまった事例は過去にも指摘したが、今回も見受けられた。規則や規程を改正する際はその影響範囲を漏れなく点検するよう徹底されたい。

これまで述べたことは、今回の監査対象としていない部局を含め全ての部局で発生する可能性があることから、所属長を始めとする管理監督者のもと、今一度所管業務を見直し、適正な事務の執行に努められたい。

2 財政援助団体監査

財政援助団体の経理処理において、会計年度として規定された期間外に支払を行っていた事例や、現金の入出金を記録した出納簿が作成されておらず、経理状況が把握されていない事例が見受けられた。

団体の経理処理において、出納簿を作成して経理を管理することは、基本中の基本であり、当該事項は、令和3年度後期においても指摘している。

補助金及び負担金等の名目で団体に交付している現金等を市が団体の事務局となり管理する場合は、公金と同等の取扱いをすべきであり、不適正な取扱いは、公金の場合と同様に市民からの信用を失わせるものである。

市が団体の事務局となる場合のいわゆる準公金の取扱いについて、取扱事務処理要綱等の統一的なルールの策定の検討を改めて求める。

3 むすび

今回の監査においても、過去の監査で指摘した事例と同様の事務ミスが複数見受けられた。このことは、監査報告書の内容の共有と必要な横展開が十分に行われていないことの表れである。部局長は、率先して、この監査報告書を読み込み、危機感をもって事務ミスの未然防止に指導力を発揮することを求める。

また、今回指摘した事務ミスの中には、単純な作業ミスが原因となっているものが見受けられた。管理監督者においては、十分なチェック機能を果たすだけでなく、事務処理をする職員が、自身で担当する事務を正確かつ確実に完結できるよう指導されたい。さらには、手順よりも先に、何のためにその事務をするのかを考え、法令や規程、事務の手引等を理解して業務を行い、また、一つの事務処理がどこまで波及するのかを自ら気付くことのできる職員に成長するよう、育成に努められたい。

あわせて、事務手順を定め、所管する課にあつては、事務手順を定めて通知するだけでなく、理解させるための研修や、その運用状況の把握・改善も適宜行われたい。

なお、今後、事務の見直しや改善をしなければリスクが高まる可能性のあるものなどは「意見」として記載した。これらも今後の事務の参考とし、適正な事務の執行に努められたい。

別記1 部局監査資料目録

- 1 令和4年度 組織及び決算額（歳出）説明資料
- 2 令和4年度 決算確認書
- 3 委託業務（工事関係委託を除く。）に関する調書
- 4 補助金等の交付に関する調書
- 5 公有財産及び借入財産等（土地）の状況に関する調書
- 6 公有財産及び借入財産等（建物）の状況に関する調書
- 7 備品現在高調書
- 8 その他財務事務の執行に係る関係書類
 - （1）調定決定書、原符（領収書の控え）など収入事務関係
 - （2）補助金関係書類など補助金等交付事務関係
 - （3）契約書など委託業務関係
 - （4）公有財産台帳、賃貸借及び使用貸借契約書など公有財産の管理関係
 - （5）物品出納簿など物品の管理関係
- 9 その他必要な資料

別記2 財政援助団体監査資料目録

- 1 とよたガーデニングフェスタ実行委員会規約
- 2 実行委員会名簿
- 3 開催概要
- 4 運営体制
- 5 とよたガーデニングフェスタ2022 チラシ
- 6 とよたガーデニングフェスタ2022実績報告書
- 7 とよたガーデニングフェスタ2022決算書
- 8 とよたガーデニングフェスタ事業に関する協定書
- 9 その他必要な資料